

平成 22 年度農薬吸入毒性評価部会 開催要領（改正案）

平成 22 年 11 月 2 日

平成 23 年 3 月 22 日改訂

1. 目的

無人ヘリコプターにより散布される農薬の大気経路による人への健康影響に関するリスク評価・管理手法について検討を行うに当たって、農薬の大気経路による人の健康へのリスクを適切に評価するための吸入毒性試験の進め方等について検討を行う。

2. 調査・検討事項

- (1) 農薬の吸入毒性等に係る情報の収集・分析
- (2) 農薬の吸入毒性試験に係る試験計画の策定及び試験結果の検証・評価
- (3) その他 (1) 及び (2) の検討に必要な事項

3. 部会の構成

部会は、農薬の毒性及び毒性評価に係る学識経験者をもって構成する。

4. 部会の運営

- (1) 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 部会長は、議長として、部会の議事を整理する。
- (3) 部会長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代行する。
- (4) 部会の議決は、出席した委員（下記 5 の規定により、議決に参加できない委員を除く。）の過半数をもって決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。
- (5) 部会が必要と認める場合は、外部の専門家から意見聴取を行うことができる。

5. 部会の審議にあたっての留意事項

- (1) 特定の物質に係る毒性試験結果の評価に係る審議を行う場合にあっては、以下のアからエのいずれかの場合に該当することが判明した委員は、その旨を部会長に申し出た上で、当該審議が行われている間は会議場から退室するものとする。ただし、当該委員の発言が特に必要であると部会長が判断した場合に限り、当該委員は出席し、意見を述べることができるが、議決には参加できない。

ア. 当該物質を有効成分とする農薬に関し、農薬取締法に基づく農林水

産大臣の登録を現に受け、又は申請中である者（以下、「登録保有者等」という。）である場合

イ．登録保有者等の役員等に就任していた、又は就任している場合

ウ．登録保有者等から研究費を受けている場合（ただし、所属する研究機関等に対して供与された研究費を間接的に受けている場合であって当該研究費の使用者を登録保有者等が指定していない場合等、登録保有者等との特別の利害関係を有しないと判断される場合を除く。）

エ．その他審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる、登録保有者等との特別の利害関係を有する場合

- （２） 特定の物質に係る毒性試験結果の評価に係る審議を行う場合であって、当該物質の毒性試験結果報告書その他当該物質の毒性に係る資料（ただし、当該物質に限定しない一般的な物質の毒性に係る資料は除く。）を用いる場合にあっては、当該資料の作成者又は作成に協力した者であることが判明した委員は、その旨を部会長に申し出た上で、当該資料については発言することはできない。ただし、当該委員の発言が特に必要であると部会長が判断した場合に限り、当該委員は意見を述べることができる。

6. 部会の公開について

- （１） 部会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合については非公開とする。
- （２） 部会の資料及び議事概要は、原則として環境省のホームページで公開する。

7. 事務局

部会の事務局は、財団法人残留農薬研究所が行う。